

第一号議案

令和四年第二回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十九条の規定により、知事から令和四年第二回定例県議会に提出予定の議案のうち、本委員会関係分について意見を求められたので、別紙（案）のとおり回答する。

令和四年六月十日提出

大分県教育委員会教育長 岡本 天津男

提案理由

知事から照会のあった令和四年第二回定例県議会に提出予定の議案のうち、本委員会関係分について、別紙（案）のとおり回答したいので提案する。

案

教委教改第 号  
令和4年6月 日

大分県知事 広瀬勝貞 殿

大分県教育委員会  
教育長 岡本天津男

議案に対する教育委員会の意見について（回答）

令和4年6月7日付け財第158号で照会のあった上記のことについて、  
下記のとおり回答します。

記

原案のとおり提出することに異議ありません。



(公印省略)

財 第 158 号  
令和4年6月7日

大分県教育委員会

教育長 岡本 天津男 殿

大分県知事 広 瀬 勝 貞

議案に対する教育委員会の意見について（照会）

下記のとおり県議会に議案を提出する予定ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により貴委員会の意見を求めます。

### 記

#### 1 議案名

- ・ 令和4年度大分県一般会計補正予算（第1号）関係部分
- ・ 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について
- ・ 大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正について
- ・ 令和3年度大分県一般会計補正予算（第14号）関係部分

#### 2 議案提出県議会

令和4年第2回定例会

## 第57号議案 令和4年度大分県一般会計補正予算(第1号)について

## 令和4年度6月補正予算 歳出(教育委員会)

(単位:千円)

款	項	令和4年度 当初予算額	令和4年度 6月補正予算案	計
3 福祉生活費	2 児童福祉費	26,446	0	26,446
10 教育費	1 教育総務費	6,860,685	0	6,860,685
	2 小学校費	36,740,867	0	36,740,867
	3 中学校費	23,334,638	0	23,334,638
	4 高等学校費	28,607,218	3,725	28,610,943
	5 特別支援教育費	11,651,521	0	11,651,521
	7 社会教育費	1,959,825	0	1,959,825
	8 保健体育費	1,386,857	5,503	1,392,360
11 災害復旧費	3 県立学校施設 災害復旧費	110,000	0	110,000
教育委員会 計		110,678,057	9,228	110,687,285

## 令和4年度一般会計6月補正予算案の概要（教育委員会関係）

(単位：千円)

事業名	予算案	事業の概要	所管課
1 就学支援事業	(2,039,802) 3,725 2,043,527	【新】感染症や原油価格高騰等の影響を受ける保護者の経済的負担を軽減するため、県立学校において、家計急変した世帯に対する授業料支援を実施する。 ・支給対象 世帯年収が590万円未満となる家計急変世帯等 ・支給額 最大9,900円/月	教育財務課
2 学校給食費	(38,582) 5,503 44,085	【新】コロナ禍において食材費が高騰する中、給食費等の値上げを抑制し保護者の経済的負担を軽減するため、自校で給食等を実施する県立学校において、食材費の増加分を負担する。 ・特別支援学校10校、定時制高等学校4校	体育保健課

※ 予算案欄の上段（ ）は既決予算額、中段は補正予算案、下段は累計。

## 第2号報告 令和3年度大分県一般会計補正予算(第14号)について

## 1. 災害時県立高等学校等通学対策事業

(単位:千円)

事業	既決予算額(A)	所要額(B)	補正額(B)-(A)
災害時県立高等学校等 通学対策事業	12,189	2,188	<b>△ 10,001</b>

## 2. 教職員旅費

(単位:千円)

費目	既決予算額(A)	所要額(B)	補正額(B)-(A)
小学校費	169,413	99,286	△ 70,127
中学校費	129,437	92,228	△ 37,209
高等学校総務費	146,628	112,676	△ 33,952
盲ろう学校費	1,939	761	△ 1,178
支援学校費	34,119	27,529	△ 6,590
合計	481,536	332,480	<b>△ 149,056</b>

## 3. 人件費(退職手当除く)

(単位:千円)

費目	既決予算額(A)	所要額(B)	補正額(B)-(A)
事務局費	1,697,103	1,694,012	△ 3,091
小学校費	32,609,619	32,543,732	△ 65,887
中学校費	20,176,303	20,094,483	△ 81,820
高等学校総務費	19,746,961	19,676,591	△ 70,370
実習船運営費	99,518	97,549	△ 1,969
盲ろう学校費	871,700	864,634	△ 7,066
支援学校費	8,003,764	7,980,306	△ 23,458
合計	83,204,968	82,951,307	<b>△ 253,661</b>

## 4. 退職手当

(単位:人、千円)

費目	区分	既決予算額(A)		所要額(B)		補正額(B)-(A)	
		人数	金額	人数	金額	人数	金額
事務局費	定年	5	114,695	5	116,357	0	1,662
	早期	3	64,089	3	69,044	0	4,955
	自己都合	3	33,705	1	6,045	△2	△27,660
	計	11	212,489	9	191,446	△2	△21,043
小学校費	定年	178	3,996,845	181	4,070,412	3	73,567
	早期	53	1,201,854	40	867,632	△13	△334,222
	自己都合	18	231,174	27	97,748	9	△133,426
	臨時的任用職員	130	49,594	96	29,384	△34	△20,210
	計	379	5,479,467	344	5,065,176	△35	△414,291
中学校費	定年	105	2,358,666	105	2,306,023	0	△52,643
	早期	28	614,388	26	561,195	△2	△53,193
	自己都合	24	232,801	17	93,390	△7	△139,411
	臨時的任用職員	49	21,660	54	14,388	5	△7,272
	計	206	3,227,515	202	2,974,996	△4	△252,519
高等学校総務費	定年	104	2,307,486	104	2,335,487	0	28,001
	早期	12	262,029	12	250,973	0	△11,056
	自己都合	20	263,219	14	160,650	△6	△102,569
	臨時的任用職員	59	24,563	37	11,040	△22	△13,523
	計	195	2,857,297	167	2,758,150	△28	△99,147
盲ろう学校費	定年	4	90,094	4	85,048	0	△5,046
	早期	1	23,544	1	23,635	0	91
	自己都合	2	26,224	0	0	△2	△26,224
	臨時的任用職員	3	915	3	803	0	△112
	計	10	140,777	8	109,486	△2	△31,291
支援学校費	定年	23	529,260	23	530,372	0	1,112
	早期	11	249,000	11	247,370	0	△1,630
	自己都合	14	96,256	9	39,372	△5	△56,884
	臨時的任用職員	31	11,497	30	8,362	△1	△3,135
	計	79	886,013	73	825,476	△6	△60,537
合計	定年	419	9,397,046	422	9,443,699	3	46,653
	早期	108	2,414,904	93	2,019,849	△15	△395,055
	自己都合	81	883,379	68	397,205	△13	△486,174
	臨時的任用職員	272	108,229	220	63,977	△52	△44,252
	計	880	12,803,558	803	11,924,730	△77	△878,828

(単位:千円)

合計(1+2+3+4)	既決予算額(A)		所要額(B)		補正額(B)-(A)	
		96,502,251	95,210,705	△1,291,546		

## 第60号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について (教育委員会関係部分)

### 1 改正理由等

#### (1) 教員免許更新制の発展的解消

##### ア 教員免許更新制について

導入	平成21年4月1日より
目的	その時々で求められる教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目指す
概要	<p>【新免許状（H21.4以降に取得した免許状）】 10年の有効期間が付され、所定の期間内に合計30時間の講習を修了し、更新を行う。※更新をしなければ「失効」する。</p> <p>【旧免許状（H21.3までに取得した免許状）】 35歳、45歳、55歳（S60.4.2以降生まれの者は例外）の年度末までの所定の期間内に更新講習を受け修了確認を受ける（以降は、その10年後。）。 ※現職教員が修了確認を受けなければ免許は「失効」する。</p>

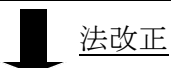
##### イ 発展的解消

【中央教育審議会「令和の日本型学校教育」を担う新たな教師の在り方特別部会の提言】

10年に1度の講習は、常に最新の知識を学び続けていくことと整合的でない 等



教員免許更新制を発展的に解消し、「新たな教師の学びの姿」を実現し、教師の専門職性の高度化を進めていくべき【「令和の日本型学校教育」を担う新たな教師の学びの姿の実現に向けて】



○教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和4年5月18日公布）

- ・ 任命権者等による研修等に関する記録の作成等に関する規定の整備
- ・ 現行の教員免許更新制に関する規定の削除 等

※令和4年7月1日施行

##### ウ 教員免許更新制廃止後の教員の資質の確保

【教育公務員特例法の一部改正】※令和5年4月1日施行

- ・ 研修受講履歴の管理及び受講履歴を活用した資質向上に関する指導助言を行う等
- ・ 教師の資質向上に関する指針等（国が今夏策定予定）に基づき、県の教員育成指標や教員研修計画の改定を検討

### 2 改正内容（教育職員免許法の一部改正に伴うもの）

教育職員免許状関係事務のうち、教員免許更新制に係る5つの手数料を削除する。

廃止する事務	内容	単価（円）
免許状有効期間更新	H21.4.1以降（免許更新制導入後）	3,300
免許状有効期間延長	に取得した免許状の更新等手続き	1,700
免許状更新講習修了確認	H21.3.31以前に取得した免許状の	3,300
免許状更新講習修了確認期限延長	更新等手続き	1,700
免許状更新講習免除	校長等の講習受講の免除手続き	3,300

### 3 施行期日

令和4年7月1日（※改正法（教育職員免許法の一部改正）の施行日）



## 第66号議案

## 大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正について

## 1 改正の内容

令和4年5月1日を基準日とする学校基本調査の結果、県立学校及び市町村立学校の生徒収容定員、児童生徒数及び学級数が確定したため、大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例第3条第1項各号の職員の定数を次のように改正する。

	第1号（県立学校職員）	第2号（市町村立学校県費負担教職員）
改正後	3,420人	7,123人
改正前	3,446人	7,063人
増減	▲26人	60人

## 2 増減の内訳

## (1) 県立学校

	高等学校	特別支援学校	中学校	計
改正後	2,290人	1,104人	26人	3,420人
改正前	2,303人	1,117人	26人	3,446人
増減	▲13人	▲13人	増減なし	▲26人

## (2) 市町村立学校

	小学校	中学校	計
改正後	4,546人	2,577人	7,123人
改正前	4,497人	2,566人	7,063人
増減	49人	11人	60人

## 【参考】収容定員数及び児童・生徒数の前年度比較

## (1) 県立学校

	高等学校※	特別支援学校	中学校	計
R 4	22,600人	1,478人	355人	1,833人
R 3	22,720人	1,415人	354人	1,769人
増減	▲120人	63人	1人	64人

※高等学校は収容定員を記載している。

## (2) 市町村立学校

	小学校	中学校	計
R 4	55,775人	28,629人	84,404人
R 3	56,424人	28,875人	85,299人
増減	▲649人	▲246人	▲895人